

四日市市告示第 6 4 号

四日市市身体障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 2 9 年 2 月 2 8 日

四日市市長 森 智広

四日市市身体障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱  
四日市市身体障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱（平成 1 7 年四日市市告示第 9 8 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この要綱において、免許とは道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）<u>第 8 4 条第 3 項に規定する第一種普通自動車免許をいう。</u></p> <p>(対象者)</p> <p>第 3 条 この事業の対象者は、身体障害者福祉法施行規則（昭和 2 5 年厚生省令第 1 5 号）別表第 5 号の 1 級から 4 級までに該当する者で、次の各号に該当するものとする。</p> <p>(1) <u>免許を取得したときから引き続き市内に住所を有する満 1 8 歳以上の者</u></p> <p>(2) <u>免許の取得により、社会参加活動・就労の促進が見込まれる者</u></p> <p>(3) <u>免許を新規に取得した者</u></p> <p>(4) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この要綱において、免許とは道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）<u>第 8 5 条第 1 項に規定する運転免許のうち普通免許をいう。</u></p> <p>(対象者)</p> <p>第 3 条 この事業の対象者は、身体障害者福祉法施行規則（昭和 2 5 年厚生省令第 1 5 号）別表第 5 号の 1 級から 4 級までに該当する者で、次の各号に該当するものとする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する満 1 8 歳以上の者</p> <p>(2) 免許の取得により、<u>就労の促進・社会参加活動の活発化</u>が見込まれる者</p> <p>(3) (略)</p>

(5) (略)

(6) (略)

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、助成金を交付することを決定したときは、身体障害者自動車運転免許取得費助成金決定通知書（第3号様式）により、助成金を交付しないことを決定したときは、身体障害者自動車運転免許取得費助成金却下通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

(請求)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者は、速やかに請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(返還)

第8条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたと認められるときは、既に交付した助成金の一部又は全部を返還させることができる。

第9条 (略)

(4) (略)

(5) 助成を受けようとする免許に関し、他の公的な助成制度または費用補助を受けていない者

(6) (略)

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに内容を審査決定し、身体障害者自動車運転免許取得費助成金決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

第7条 (略)

第10条 (略)

第8条 (略)

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第5条関係）

身体障害者自動車運転免許取得費助成金申請書

年 月 日

四日市市長

(申請者) 住所 四日市市  
氏名  
電話

印

身体障害者自動車運転免許取得費助成金について、次のとおり申請します。

申請者の状況	個人番号											
	生年月日	年 月 日										
	身体障害者手帳の番号	第 号										
	障害名	( 種 級)										
免許取得	免許取得年月日						免許の種類					
	免許証番号											
	免許の条件											
助成額	免許取得にかかった費用 A	$B = A \times 2 / 3$					助成申請額 Bの額（100,000円を超える場合は100,000円を限度とする）					

添付書類

- ・運転免許証の写し
- ・教習所証明書
- ・本人及び扶養義務者の所得・課税証明書（控除額の明細等全て記載のあるもの。同意により市で確認できる場合は不要）

第3号様式及び第4号様式を次のように改める。

第3号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

四日市市長 印

身体障害者自動車運転免許取得費助成金決定通知書

年 月 日付で申請のあった身体障害者自動車運転免許取得費助成金について、四日市市身体障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1 助成金額 円

第4号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

四日市市長 印

身体障害者自動車運転免許取得費助成金却下通知書

年 月 日付で申請のあった身体障害者自動車運転免許取得費助成金について、四日市市身体障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり却下することに決定したので通知します。

記

1 却下理由

第4号様式の次に次の1様式を加える。



第5号様式（第7条関係）

請 求 書

金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、身体障害者自動車運転免許取得費助成金として、上記の金額を請求します。

年 月 日

(請求者) 住所  
氏名 印

四日市市長

振 込 先 ( ※ )	金融機関	銀行 金庫 農協		支店 支所 出張所	
	預金種別	口 座 番 号		口 座 名 義 人	
	普 通				

(※) 請求者本人名義に限る。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(健康福祉部障害福祉課)